

指定医療機関等に関する事項

中国四国厚生局の指定を受けた保険医療機関
 救急告示病院
 労災指定病院
 生活保護法指定病院
 被爆者一般疾病指定医療機関
 難病指定医療機関
 指定自立支援医療機関（精神通院医療）

厚生労働大臣の定める掲示事項

◇入院基本料に関する事項

地域一般入院基本料 1 （13 対 1 入院基本料） 看護補助加算 2 9 床
 地域包括ケア入院医療管理料 2 （13 対 1 入院管理料、看護職員配置加算、看護補助者配置加算） 31 床

当病棟では、1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 6 人以上の看護補助者が勤務しています。
 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯 9 時～17 時	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内
夜勤帯 17 時～9 時	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内 看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 40 人以内

◇入院時食事療養費について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食 18 時以降）、適温で提供しております。

入院時食事療養標準負担額 1 食 510 円（一般の方）

◇中国四国厚生局への届出に関する事項

(1) 基本診療料等の施設基準等

- ・ 一般病棟入院基本料（地域一般入院料 1）
- ・ 看護補助加算 2
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 2（看護職員配置加算 看護補助者配置加算）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 3
- ・ 後発医薬品使用体制加算 1
- ・ データ提出加算
- ・ 入退院支援加算 2 入院時支援加算 総合機能評価加算
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

(2) 特掲診療料等の施設基準等

- ・ がん治療連携指導料
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ CT 撮影及び MRI 撮影（16 列以上 64 列未満マルチスライス CT） MRI（1.5 テスラ以上 3 テスラ未満）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- ・ 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料 35

(3) その他

酸素単価

◇明細書発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、令和 2 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行しております。

患者さんやご家族の方が代理で会計を行う場合、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

◇一般名処方について（後発医薬品使用体制加算・一般名処方加算）

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。患者様としては、処方せんが一般名で表記されることによって、調剤薬局で後発医薬品を受け取ることができ、お薬代を安くすることができます。

◇医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備について

当院は医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように以下の体制の整備を行っております。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・ オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・ マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 薬剤情報、特定健診情報その他の必要な情報を取得・活用して診療を行います。
- ・ 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施します。(今後導入予定です)

◇生活習慣病管理料について

診療報酬改定により、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

当院では、患者様の状態に応じ、28 日以上長期の処方を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者様の病状により担当医が判断いたします。

◇相談体制について

当院では、患者さんや家族の様々な相談に応じるサービスを行っております。

（相談内容によって、社会福祉士、看護師、事務職員が対応いたします。）

- ・ 他医療機関の受診状況及び処方されている医薬品の把握、必要な服薬管理
- ・ 専門医師又は専門医療機関へのご紹介
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係るご相談
- ・ 保険、福祉サービスに関するご相談
- ・ 診療時間外を含む緊急時の対応方法等に係る情報提供

緊急時のお問い合わせについては、下記へご連絡下さい。

電話番号：0823-74-1122（代表）

◇保険外負担に関する事項

当院では、各種診断書などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳細につきましては、1 階医事窓口にておたずねください。

文書料金	診断書 1 通	2,200 円 ～ 8,800 円
	証明書 1 通	1,100 円 ～ 3,300 円
情報開示	カルテ開示手数料	5,500 円
その他	テレビ使用料 1 日	330 円
	コインランドリー	100 円 ～ 500 円
	死後の処置（一式）	5,500 円

入院時必需品レンタルシステム

アメニティセットは、患者様の身の回りの衛生環境の向上と、ご家族様のお洗濯などのご負担の軽減を目的として導入しております。セットレンタルをお申し込みいただくことで、入院時に必要となる病衣やタオル、消耗品類のお持ち込みが不要になります。詳しくは、当院職員にお申し出ください。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為を及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、行っておりません。

◇特別の療養環境の提供に関する事項

当院の特別な療養環境になる部屋は、以下の通りになります。希望される方はお申し出ください。

部屋	病床数	料金（税込み）	部屋	病床数	料金（税込み）
200 号	3 人室 3 床	3,300 円	207 号	2 人室 2 床	2,200 円
201 号	1 人室 1 床	3,300 円	211 号	1 人室 1 床	3,300 円
202 号	1 人室 1 床	3,300 円	301 号	1 人室 1 床	5,500 円
206 号	2 人室 2 床	2,200 円	305 号	1 人室 1 床	3,300 円

◇医療情報提供制度について

医療機能情報提供制度は、住民・患者による医療機関の適切な選択を支援することを目的として、医療機能に関する情報について住民・患者に対し分かりやすい形で提供する制度です。当院では、以下のサイトに医療機能情報を提示しています。

医療情報ネット「ナビ」



◇当院における患者さんの個人情報の利用目的

当院では、患者さんの個人情報については下記の目的に利用します。

1 院内での利用

- (1) 患者さんに提供する医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 患者さんに関する管理運営業務（入退院等の管理，会計・経理，医療事故等の報告，患者さんへの医療サービスの向上等）
- (4) 院内医療実習への協力
- (5) 医療の質の向上を目的とした教育，研修，院内症例研究等
- (6) その他，患者さんに係る管理運営業務

2 院外への情報提供としての利用

- (1) 他の医療機関等（医療・介護・福祉施設）との連携
- (2) 他の医療機関からの照会への回答等
- (3) 患者さんの診療のため，外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務の委託，その他の業務委託
- (5) 患者さんのご家族等への病状説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (8) 審査支払機関または保険者への照会
- (9) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (10) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果通知
- (11) 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出
- (12) がん登録事業等に関する必要な書類等の提出
- (13) その他，患者さんへの医療保険業務に関する利用

3 その他の利用

- (1) 行政機関としての各種法，条例等の遵守
- (2) 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (3) 外部監査機関等への情報提供
- (4) 外部機関による病院評価，学会等への報告

上記のうち，同意しがたい事項がある場合は，担当までお申し出ください。

お申し出のないものについては，同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は，後からいつでも撤回，変更等を行うことができます。

相談先 患者相談窓口

平成 18 年 4 月 1 日作成

令和 5 年 4 月 1 日改定